

5 都市計画税 お問い合わせ先：税務課資産税担当（0133-72-3120）

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

●都市計画事業

都市計画事業とは、都市計画施設の整備事業及び市街地開発事業をいいます。

主な都市計画施設

- ①交通施設（道路、駐車場等）
- ②公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）
- ③上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場等

(1) 都市計画税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原則として当該土地または家屋の所有者です。

(2) 都市計画税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

(3) 税額の算定方法

都市計画税の税額は、課税標準額に税率（0.3％）を乗じた額となります。

ア 課税標準額

（ア）土地

- 住宅用地の場合には課税標準の特例措置が講じられています。
 - ・小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）価格の1/3
 - ・一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）価格の2/3
- 固定資産税と同様の負担水準に応じて緩やかな税負担の調整措置を講じています。

（イ）家屋

固定資産税の課税標準となるべき価格です。

イ 免税点

固定資産税について免税点（P.36参照）未満のものは、都市計画税はかかりません。

(4) 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。